



様式第九号（第十条の六関係）

許可番号 05223007685号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 北海道函館市赤川町90番地の4

氏 名 株式会社亀田清掃
代表取締役 池田 善徳

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

函館市長 工 藤 壽 樹



許可の年月日 平成31年2月10日

許可の有効年月日 平成36年(2024年)2月9日

1. 事業の範囲

- 脱水 汚泥（無機性のものに限る。）以上1種類
固化 汚泥（無機性のものに限る。）以上1種類
破碎 ①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）以上4種類
選別 ①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、⑤ゴムくず、⑥金属くず、⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、⑧がれき類 以上8種類
圧縮 廃プラスチック類 以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設1 施設の種類 汚泥（無機性のものに限る。）の脱水施設

設置場所 函館市東山町121番5および同番40の内

届出年月日 昭和59年11月22日

処理能力 46m³/日， 5.75m³/時間

施設2 施設の種類 汚泥（無機性のものに限る。）の固化施設

設置場所 函館市東山町121番5および同番40の内

設置年月日 平成28年8月10日

処理能力 41.28m³/日

施設3 施設の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くずの破碎施設

設置場所 函館市東山町121番20の内

設置年月日 平成18年12月27日

処理能力 廃プラスチック類、木くず：8.2t/日， 1.025t/時間

紙くず：6.1 t / 日，0.762 t / 時間

許可年月日 平成18年9月11日

許可番号 函産施第18-1号

施設4 施設の種類 ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）の破碎施設

設置場所 函館市東山町121番20の内

設置年月日 平成18年12月27日

処理能力 4.8 t / 日，0.6 t / 時間

施設5 施設の種類 廃プラスチック類，紙くず，木くず，繊維くず，ゴムくず，金属くず，ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず，がれき類の選別施設

設置場所 函館市東山町121番20の内

設置年月日 平成18年12月27日

処理能力 161m³/日（7時間），23m³/時間

施設6 施設の種類 廃プラスチック類の圧縮施設

設置場所 函館市東山町121番20の内

設置年月日 平成18年12月27日

処理能力 4.0 t / 日，0.5 t / 時間

3. 許可の条件

該当なし

4. 許可の更新又は変更の状況

昭和60年9月21日 当初許可年月日

昭和61年9月26日 変更許可年月日（埋立の追加）

平成11年2月2日 事業の一部廃止に係る届出（埋立の廃止）

平成19年1月26日 変更許可年月日（破碎，選別，圧縮の追加）

平成28年9月23日 変更許可年月日（固化の追加）

平成31年2月19日 更新許可年月日（6回目）

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無